

平成 14 年 8 月 29 日

中央卸売市場

卸売業者に対する農林水産省の検査について

〈検査の経緯〉

- 平成 13 年 9 月 25 日～28 日 立入検査の実施
農林水産省による青果部卸売業者に対する立入検査が実施された。
- 平成 14 年 3 月 15 日 検査指摘書の交付
農林水産省の青果部卸売業者に対する検査の結果、仕切業務及び財務処理について指摘があった。
- 平成 14 年 5 月 30 日 検査指摘事項改善計画書の提出
東北農政局長に対し、業務及び財務の指摘事項の改善について、計画書を提出した。
- 平成 14 年 6 月 18 日～21 日 特別検査の実施
農林水産省が改善計画書に基づき、改善内容を確認した結果、一部の買付品を委託品として事務処理をしていることが確認された。
- 平成 14 年 7 月 22 日 検査の結果
 - ・卸売業者に対する改善命令
出荷者に対し、事務処理について確認すること。また、財務については、合理的な改善計画を作成すること。→ 9月22日
 - ・開設者に対する勧告
指導監督者である開設者に対し、卸売業者の業務運営の適正化に向けた指導監督体制の強化のための合理的な改善計画を作成し、実行するよう勧告があった。→ 9月22日